

武士道とは

石野武文

1. 名義

武士の遵奉したる道徳を云う。武士の守るべき道のこと。尚武の氣象に忠孝・勤儉・慈悲(博愛)・節操・礼讓の諸徳を具えたもので、猶くわしくいえば、其の君とか主人に対して忠実を尽すを第一要義とし、武道を練磨し、節操を奨励し、恩義を重んじ、然諾を守り、卑怯未練を恥とし、名を重んじ、祖先を傷けないことを諦める。

又、武道とも、士道とも、モノノフノミチとも云う。清正記の訓説七条の内に「学文之事可レ入レ精、兵書を読み、忠孝の心懸けを専らにすべし云々。武士の家に生まれてより、太刀刀をとつて死する道本意なり。常々武士道の吟味をせざれば、潔き死は、仕えるものにて候間、能々心を武事に刻む事肝要に候」更に、武道初心集に「武士道に於いて肝要と仕り候は、忠・勇・義の三兵法を知り、外には武芸を習い、武器をも乏しからざるを以て助けとす」

尚武の氣象これが基礎となり後、儒教と禪とを交え、この三者の融合調和によりて発達せるものにて我邦に一種特異なるものなり」と云う。



2. 起源

武士道は源平武士以後、大いに発達奨励せられたるものであるといえども、もともと国民固有の尚武の氣象より出でたるものにて、その淵源する処すこぶる深し。特に大伴、佐伯、物部の諸氏は、世々武官にて朝廷を守護し、軍務を専らにせしかば累代武事を奨励し、心胆を練磨し、常に「海行かば水づく屍、山行かば草むす屍、大君の辺にこそ死なめ、徒には死なじ」と称す。子孫を訓戒し、又東国の人は「額に箭は立つとも、背には箭は立てじ」と唱えて、戦場に進むを知て、退くが如き卑怯を諦めた。其の剛勇敢為の氣概がありしことを想見することができる。大化二年上古の族制政治を改革し、郡県政治を実施するや、武器は悉くおさめて兵庫に納れ、武官にあらざる者は、諸王大臣と雖も、私に之を帯ぶることを禁じ、徵兵令を布き、諸国の壯丁の四分の一を兵とし、軍団の制を設け、其の一部を割きて衛士、防人とし、京都及び九州の辺要をまもらしめた。故をもって、以来一部が発達した武芸も一般に普及されるに至れり。特に東国の兵士は、昔時よりの訓説により、益々忠君愛國の念が盛となつた。大化の改新の第一に東国の国司を召して論する所ありて、天武天皇は東国の人を率いて、弘文天皇と争い、終りに天下を治め給う。淳仁天皇は東国の人を召して朝廷の護衛とし給う。太宰府に防人を置くや、之を諸国の軍団に徵せしも、幾もなくして専ら東国の人を率いて辺防を衛らしめた。常な難儀の連続で、その兵士たちの歌に「大君のみこと畏こみ磯にふり海原渡る父母を置きて」「今日よりは顧みなくて大君のしこのみたてと出で立つわれは」「天地の神を祈りて幸箭ぬきつくしの島をさしてゆくわれは」と高吟しつつ、勇氣凛々として郷里を出で立つたのである。千載のもと之を読む。懦夫をして起たしむるにたる。此の時にあたり、独り防人のみならず東北の蝦夷を征服せし鎮兵も又東国の人なり。聖武天皇以来蝦

夷の勢い猖獗つなるをもつて、これを征服せんとし、鎮守府を置き、諸柵を設け、相・武・總・常野の兵を、鎮兵として之に配し、大伴家持、同弟磨、坂上田村磨等征東將軍となり、征東大使となり、東國の士を率いてついに征服したり。多くの辛苦をなめ、加うるに祖先以来武勇を以て著われし、大伴氏一族に率いられしを以て、関東武士は益々剛勇敢為の氣象に富めり、ここに置いて関東は早く既に勇武の本地となり、武門武士の中原となり東北蝦夷を平定し、西辺要の憂い少く、奉平久しくして藤原氏政権を握るに及びては、月卿雲客、詩歌管弦を事とし、武事を卑みて、夷狄の所業としてこれをしりぞけ、これに加えて藤原氏一族にあらざれば、高位高官に昇ることを得ず。檢非違使の如き卑官すら、容易に得ること能わざりき、故に京都に意を得ざる者は、去りて地方に赴き、豪族と結び、永住して住人となり、其の地位を固むるに至つたのである。

これは實に諸国に武門武士を起る所以である。後朱雀天皇の時、平将門が叛するや、平貞盛、下野住人藤原秀卿が之を伐つて平ぐ、其の子孫関東に蔓延して頗る勢力を持つたのである。

後一条天皇の長元元年に平忠常が上総に拠りて叛す。源頼信は関東の兵を発して之を討つ。

後冷泉天皇の時、陸奥の酋長の安倍頼時、同貞任が叛した時に源頼義亦関東の兵を率い、前後九年余を費やして征服したり是に於て源氏の勢は、平氏に代りて関東を圧するに至れり。殊に頼義の子義家は、將帥の器を以て、前九年の役に従い既に武功を顯わし、後三年の役に出羽の清原家衡を伐ちて之を平ぐに及び、東國の武士は全く義家の恩に感服したのである。其の子義重は上野新田に住し、新田氏を称し、義国は足利に住みて足利氏を称し、其の族は関東に蔓延した。又義家の弟の義光の子孫は甲斐に武田、常陸に佐竹氏あり、その勢は盛んであった。此の時にあたりて独り源氏のみならず、諸国豪族も多く頭角をあらわし、平氏は相模に三浦、伊豆に北条、武藏に秩父、下

総に千葉、伊勢に平氏、藤原氏は下野に宇都宮、伊豆に狩野、伊藤、加賀に富樫、進藤、肥後に菊地の諸氏があつた。かくの如く豪族は各々その国に住して土地を領し、門業蔓延すれば、分家して他所に移る。其の時には居所の地名を冠して苗字とし、或は荒野を開拓し、或は山林を占めて、其の大なる名田を多く有せるを大名、又は高家と称し、小にして名田小さきを小名又は党といつた。かくの如く私有の庄園多く、財産豊かなるを以て各子弟従僕を養いて私兵とせり。之を家の子、郎党又は家人といつた。家人と主人との関係は数代も継続するを以て、其の間益々親密となり、ついに全く君臣の関係を生じ、主君は家人郎党を愛して之を訓育奨励し、家人は互に武事を習練し、礼儀を重じ主君に忠節を尽さんことを期待するに至れり。是れ即ち武士道の起源なり。

3. 沿革

源頼朝兵を擧げて、平氏を滅し、木曾義仲を殺し、藤原泰衡を斃し、幕府を鎌倉に開くや、深く平氏に鑑み、公卿の華美柔弱なるを斥けて、質朴勤勉の風を養い、専ら武芸を習練し、疎暴無礼を戒め、卑怯未練を恥しめ、大いに武士道を奨励し、武魂を養生したのである。頼朝はかつて筑後守俊兼の美服を著せるを見て大いに怒り、俊兼の佩刀を取り、其の美服を断ちて之を戒め、又故老の和漢の故事に通ずるものを召して、常に武術を研究し、学問所を置きて併せて学芸を研ぎ、毎年の始めには弓場始めを行い鶴が丘八幡宮の祭典には必ず流鏑馬を行い、其の他に笠懸、犬追物、牛追物、放鷹等の武技を行えり。また三浦義明は八十余才を以て、頼朝の為に衣笠城を守り、其の子義胤、義連等は、義の為に父を捨て、頼朝を助けて大功を立てたり、頼朝の没後は其の子孫及び北条氏は皆頼朝の意を奉じて武道を奨励したのである。これら武士の道義は明文に顯わしたるは貞永式目五十一条である。其の大要是敬神崇仏を始めとし、

武士の守るべき法令を規定したのであるから、鎌倉武士のみならず、戦国時代の諸侯の家訓は、皆則を貞永式目に取つたのである。「山は裂け海はあせなん世なりとも、君に一心われあらめやも」とは鎌倉武士の覚悟を表わしたものにして「武士の矢なみづくろう小手の上に霰たばしる那須の篠原」とは鎌倉武士の武風凜烈なるありさまを表わしたのみならず、我が日本の國粹なる大和魂（武士道）は、もともと多くを鎌倉武士が養成したものといふことができる。次に元寇の時には敵をみな殺して、我が国の偉風を示したのである。北条高時の時に至り、質素儉約の家法を破り、奢侈遊宴を事として滅亡を取りしも、高時の自尽するや、相殉えるもの大名四十六人、門葉二百八十三人、恩顧の士の切腹するもの四百三十余人の多きに及ぶという。何という最後の壮烈なることか。更に南北朝時代に入りては結城親光の忠勇凜烈なること、又、新田義貞の東征より敗れて還れる時、部下の士が、天竜川の橋を切り落さんとするや、之を停めて、義貞が身として敵に敗けても、かけ渡るべき橋を切り落して、敵に急に襲われじと、あわてふためきけるなどと云われるが如き、武士道の精神を發揮せるものといふべしと。足利義満が南北朝を合一して、大いに士風を矯正し、細川頼之がこれを助けて武道を振張した。室町時代の末に至り郡雄四方に割拠して相争い、互いに雌雄を競いしをもって、各々其の家人を奨励して武事を修練せしめ、士風を興起したもので、武田信玄、上杉謙信、北条早雲、長曾我部元親、大内義隆等皆家訓を立て家人郎党を訓練したのである。就中最も峻厳なるは信玄の家法とす。其の一、二を掲げると「奉レ対三屋形様」、尽未来不レ可レ有一逆意一事。大細事共不レ可レ違一背御下知一事。対二父母一聰不レ可二不孝一事。対二兄弟一聰不レ可二疎略一事。於二朋友一被二隔心一族、仁道可レ嗜事。対二家中之郎從一慈悲肝要事。於二戦場一聰不レ可レ為二未練一事。武勇専可レ嗜事。弓場嗜肝要事。学文不レ可二油断一事。歌道可

レ嗜事。参禪可レ嗜事。」とある。以て一斑を推知すべしと。江戸時代に至りては、徳川家康は忠勇剛直なる三河武士より出でて天下を統一し、府を江戸に開くや武道奨励と共に文学を奨励し、文武あわせて行なわしむると共に、勤儉をすすめ、鎌倉武士の範を取る。元和元年武家法度に「文武弓馬之道、專可二相嗜一事。国々大名小名并諸給人、各相抱之士卒、有下為二叛逆殺害人一告上者、速可二追出一事。諸国諸侍可レ被レ用二儉約一事。」などが見え、徳川家光は寛永十一年十二月「忠孝を励まし、礼法を正し、常に文武に心掛け、義理を専らとし、風俗を乱るべからざる事」と令し、尚武勤儉を主とし、併せて文芸を奨励し、士道の振興を図つたのである。随つて武士道を説くもの多く、山鹿素行の士道、武教小学、配所残筆。中江藤樹の文武問答。貝原益軒の武訓。大道寺友山の武道初心集等の著書続出したり。而して其の尤も武士道を發揮したるものをして穗義士とす。蓋し江戸時代にて武士道の尤も発達したるは寛永前後にして、これより後は、華美淫風に流れて漸次衰頽し、白川樂翁等ありて、これが恢復を謀りしと雖も、士道は益々衰えしが、数千年来養い來たれる精神は、日清戦争、日露戦争等によりて遺憾なく其の成果を世界に發揮するに至れり。

国史辞典より引用する。

武家諸法度

江戸時代に諸大名の遵奉すべき憲章をいう。二代將軍徳川秀忠の治世の元和元年七月に始めてこれを発布した。世に元和令と呼ばれた。それ以来七代家継、十五代慶喜を除く外、歴代の將軍が就職の初において、諸大名を宮中に召して颁布するを例とした。但し時勢を察して多少の増減修飾を加うることなりし。が、八代吉宗の時に元和令を其の仮用いられてから、後の数代の間はこれをならい、嘉永七年の令に大船の製造を許可する一

条を加えた外、皆元和令を襲用している。元和令を示す。

武家諸法度

一、文武弓馬之通、專可二相嗜一事。

左文右武、古之法也。不レ可レ不ニ兼備一矣、弓馬是武家之要枢也、号レ兵為二凶器一不レ得レ己而用レ之、治不レ忘レ亂何不レ励二修練一乎。

一、可レ制二郡飲佚遊一事。

令条所レ載、嚴制殊重、耽ニ好色一業ニ博奕一是亡國之基也

一、背ニ法度一輩、不レ可レ隱ニ置於国々一事。

法是礼節之本也、以レ法破レ理、以レ理不レ破レ法、背レ法之類、其科不レ輕矣。

一、国々大名小名、並諸給人、各相ニ抱士卒一有下為ニ叛逆殺害人一告上者、速可ニ追出一事。

夫挾ニ野心一之者、為ト覆ニ國家一之利器一、絕ニ人民一之鋒劍上、豈足ニ允容一乎。

一、自今以後、国人之外、不レ可レ交ニ置他国者一事。

凡因レ國、其風是異、成以ニ自國之密事一告ニ他國一、或以ニ他國之密事一告ニ自國一、僥幸之萌也。

一、諸國居城、雖レ為ニ修補一必可ニ言上一、況新儀之構營、堅令ニ停止一事。

城過ニ百雉一、國之害也、峻墨浚溝、大亂之基也。

一、於ニ隣國一、企ニ新儀一、結ニ徒党一者有レ之者、早可レ致ニ言上一事。

人皆有レ黨、亦少ニ達者一是以或不レ順ニ君父一乍違ニ于隣里一、不レ守ニ節制一何企ニ新儀一乎。

一、私不レ可レ締ニ婚姻一事。
夫婚合者、陰陽和同之道也、不レ可ニ容易一、易睽曰、匪レ寇婚媾、志將レ通、寇則失レ時、桃夭曰、男女以レ正、婚姻以レ時、國無ニ鰥民一也、以レ緣成レ党、是姦謀之本也。

一、諸大名參觀作法之事。

續日本紀制日、不レ預ニ公事一恣不レ得レ集ニ己族一京裡二十騎以上、不レ得ニ集行一云々、然則不レ可レ引ニ卒多勢一

百万石以上、不レ可レ過ニ二十騎、十万石以下、可レ為ニ其相應一、蓋公役之時者、可レ隨ニ其分限一事。

一、衣裳之品、不レ可ニ混雜一事。

君臣上下、可レ為ニ各別一、白綾、白小袖、紫袴、練無文小袖、無ニ御免一衆、猥不レ可レ有ニ著用一近代郎從諸卒、綾羅錦繡之飾服、甚非ニ古制一焉。

一、雜人恣不レ可ニ乘興一事。

古來依ニ其人一無ニ御免一乘家有レ之、御免以後乘家有レ之然近來及ニ一家郎諸卒一乘興、誠濫吹之至也。於ニ向後一者、國大名以下、一門之歷々者、不レ及ニ御免一可レ乘、其外昵近之衆、並医陰兩道、或六十以上之人、或病人等、御免以後可レ乘、家郎從卒、恣令レ乘者、其主人可レ為ニ越度一但公家門跡、並諸出家之衆者、非ニ制限一。

一、諸國諸侍可レ被レ用ニ儉約一事。

富者弥誇、貧者耻レ不レ及ニ俗之凋弊、無レ甚ニ於此一所レ

令ニ嚴制一也

一、國主可レ撰ニ政務之器用一

凡治レ國道在レ得レ人、明察一功過一賞罰必當、國有ニ善人一則其國彌殷、國無ニ善人一則其國必亡、是先哲之明誠也

右可レ相ニ守此旨一者也

慶長二十年卯七月日